

証券コード4435
2021年6月8日

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門一丁目3番1号
株式会社カオナビ
代表取締役社長CEO 柳 橋 仁 機

第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面により議決権を行使することができます。後記の株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使についてのご案内」（5頁）に従い、2021年6月23日（水曜日）午後5時までに到着するよう議決権行使書用紙をご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|---------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2021年6月24日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分） |
| 2. 場 | 所 | 東京都千代田区紀尾井町1番4号
東京ガーデンテラス紀尾井町 4階
紀尾井カンファレンス セミナールームC+D
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項 | | |
| 報告事項 | | 第13期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | 取締役5名選任の件 |

以 上

- ~~~~~
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 本定時株主総会招集ご通知に添付すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、計算書類の「個別注記表」については、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://corp.kaonavi.jp/ir/library/convocation_notice/）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知提供書面には記載しておりません。
 3. 株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（https://corp.kaonavi.jp/ir/library/convocation_notice/）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の感染防止への対応について

1. 株主の皆様へのお願い

- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本株主総会については当日のご来場はお控えいただき、可能な限り、書面による事前の議決権行使をお願い申し上げます。また、株主総会当日は、ご自宅でも株主総会の模様をご覧いただけるようインターネットライブ中継を行います。積極的にご活用ください。詳しくは3頁をご参照ください。
- ・ご来場をされる株主様は、開催日当日の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスクの持参・着用等の感染防止にご配慮いただきますようお願い申し上げます。なお、新型コロナウイルスの感染予防及び拡大防止のため、受付における非接触型体温計による検温の実施と手指のアルコール消毒にご協力をお願い申し上げます。なお、マスクの着用や検温の実施、手指のアルコール消毒にご協力いただけない場合及び検温の結果、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方については、ご入場をお断りさせていただく場合がございますので、あらかじめご理解くださいますようお願い申し上げます。

2. 当日の総会運営について

- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、ソーシャルディスタンスを確保し、会場の座席は間隔をあけた配置とさせていただきます。あらかじめご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ・出席役員、運営に従事する事務局及び会場スタッフは、事前の検温を行い健康状態に問題がないことを確認し、マスク着用等の飛沫防止措置を講じさせていただきます。その他にも感染予防及び拡大防止の措置を講じておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

今後の流行状況により、上記対応内容を変更する場合がございます。変更が生ずる場合は、当社ウェブサイトにてご案内いたしますので、ご来場前にご確認いただきますようお願い申し上げます。

■当社ウェブサイト（株主総会情報）

https://corp.kaonavi.jp/ir/library/convocation_notice/

インターネットライブ中継について

本総会においては、株主の皆様の安全及び利便性を考え、ご来場いただけない株主様もインターネットを用いて遠隔地等から株主総会当日の議事進行の様子をご視聴いただくことが可能なインターネットライブ中継を導入しております。

インターネットライブ中継へ参加される株主様は、下記に記載のログインIDとパスワードを株主様専用ウェブサイト（配信URL）で入力してください。

なお、インターネットライブ中継で参加される株主様は、会社法で定める出席には当たりません。したがって、当日は議決権を行使できませんので2021年6月23日（水曜日）午後5時までに到着するよう、あらかじめ書面（郵送）により議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

株主様専用ウェブサイト 配信URL:	https://4435.ksoukai.jp
ログインID:	株主番号（議決権行使書用紙に記載の9桁の半角数字）
パスワード:	郵便番号（株主様のご登録住所の郵便番号7桁の半角数字）

※パスワードは議決権行使書に記載の郵便番号と異なる場合があります（株主総会基準日以降の住所変更や、議決権行使書送付先をご指定頂いている場合等の情報は反映されておられません。）。

また、日本国外居住の株主様については、常任代理人のご指定がある場合には当該代理人の郵便番号がパスワードとなります。

- ・会場後方から撮影を行います、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ・インターネットライブ中継をご覧いただくに当たりましては、ご使用のパソコン環境（機種、性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）、システム上の障害等により、映像や音声に不都合が生ずる場合や一時中断などが発生する場合がございますので、あらかじめご了承ください。また、中継をご覧いただく場合の通信料金は、すべて株主様のご負担となります。
- ・通信環境やシステム障害等により株主様が受けた不利益については、当社は一切責任を負いかねますので、ご了承ください。
- ・インターネットライブ中継に参加いただけるのは、当社株主名簿（2021年3月31日現在）に記載された株主様のみとさせていただきます。当該株主様以外のご参加はご遠慮ください。
- ・インターネットライブ中継については、万全を期しておりますが通信環境の悪化やシステム障害等の不測の事態により参加できない場合があるほか、状況によっては中止することがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・万一何らかの事情により中継を行わない場合は、当社ウェブサイト（https://corp.kaonavi.jp/ir/library/convocation_notice/）にてお知らせいたします。

事前質問の受付についてのご案内

当日株主総会会場にご来場されない株主様に向けて、株主様専用ウェブサイト上で、事前質問を承ります。手順については、以下の受付方法をご参照ください。

ご質問は株主総会の目的事項に関わる内容で株主様お一人当たり1つに限らせていただきます。株主の皆様のご関心が特に高い事項については、株主総会当日に回答をさせていただく予定ですが、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

【受付方法】

- ・株主様専用ウェブサイト (<https://4435.ksoukai.jp>) より、本招集通知（前頁）に記載のログインID・パスワードをご入力の上、ログインください。
- ・株主様専用ウェブサイトにて「事前質問を行う」ボタンを押してください。
- ・必要事項をご入力の上、「申し込む」ボタンを押してください。

【受付期間】

2021年6月1日(火)から2021年6月18日(金)



議決権を行使する方法は、以下の2つの方法がございます。

書面（郵送）で議決権を行使される場合、通常の郵便より到着に時間を要します。できるだけお早めにご送付くださいますようお願い申し上げます。

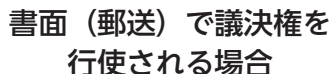


同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2021年6月24日（木曜日）

午前10時 (受付開始：午前9時30分)



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年6月23日 (水曜日)

午後5時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

●こちらに議案の賛否をご記入ください。

議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

※議決権行使書による議決権行使において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

株主総会参考書類

議案 取締役5名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のために社外取締役1名を増員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。当議案が承認可決された場合の取締役は5名であり、そのうち社外取締役が2名となりますので、当社取締役の員数のうち3分の1以上が社外取締役かつ独立役員となります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1

やなぎはし

柳橋

ひろ き

仁機

生年月日

1975年7月6日

所有する当社の株式数

3,404,600株

取締役会出席状況（出席率）

16／16回（100%）

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2000年6月 アクセンチュア株式会社入社

2002年7月 株式会社アイスタイル入社

2008年5月 当社設立 代表取締役

2019年4月 当社代表取締役社長 CEO（現任）

取締役候補者とした理由

当社の創業者として強いリーダーシップを発揮し、当社ビジネスの発展に尽力してまいりました。技術分野をはじめ、会社経営に関する豊富な経営経験と知見を有しており、今後も当社の企業価値向上と持続的な成長に貢献できるものと判断したため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

さ とう

佐藤

ひろ ゆき

寛之

生年月日

1979年5月18日

所有する当社の株式数

387,500株

取締役会出席状況（出席率）

16／16回（100%）

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2003年4月 株式会社リンクアンドモチベーション入社

2008年5月 シンプレクス株式会社入社

2011年9月 当社取締役

2019年4月 当社取締役副社長 COO（現任）

取締役候補者とした理由

取締役就任以来、一貫して当社の経営を担うとともに、営業及びマーケティング部門の統括において重要な役割を果たしており、今後も当社の企業価値向上と持続的な成長に貢献できるものと判断したため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者
番 号

3

はし もと
橋本

きみ たか
公隆

生年月日

1980年1月23日

所有する当社の株式数

5,000株

取締役会出席状況（出席率）

16／16回（100％）

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2004年11月 三洋電機株式会社入社
2006年4月 三菱UFJ証券株式会社（現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）入社
2018年8月 当社入社 執行役員 IPO準備室長
2019年2月 当社執行役員 経営戦略室長
2019年4月 当社執行役員 CFO
2019年6月 当社取締役 CFO（現任）

取締役候補者とした理由

金融機関在職時における実務経験や豊富な専門知識に加え、当社の事業・財務戦略において重要な役割を果たしており、今後も当社の企業価値向上と持続的な成長に貢献できるものと判断したため、引き続き取締役候補者としての選任をお願いするものであります。

候補者
番 号

4

こ ばやし
小林

すぐる
傑

生年月日

1977年12月13日

所有する当社の株式数

－

取締役会出席状況（出席率）

16／16回（100％）

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2000年4月 株式会社日本交通公社（現 株式会社JTB）入社
2003年2月 株式会社リンクアンドモチベーション入社
2011年7月 株式会社フィールドマネジメント入社 マネージングディレクター（現任）
2015年1月 株式会社フィールドマネジメント・ヒューマンリソース設立 代表取締役（現任）
2018年6月 当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

人材コンサルティング分野における企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識により、当社の経営全般に関する助言が期待でき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断したため、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。また、同氏には上記の知識や経験等を活かして、社外取締役として経営者の視点から、経営の監督、チェック機能等の向上に貢献していただくことを期待しております。

候補者
番 号

5

※
さい ま す み
崔 真 淑

(戸籍上の氏名：石原 真淑)

生年月日

1983年 1 月 17 日

所有する当社の株式数

－

取締役会出席状況（出席率）

－

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2008年 4 月 大和証券エスエムビーシー株式会社（現 大和証券株式会社）入社
2016年 3 月 株式会社グッド・ニュースアンドカンパニーズ 代表取締役（現任）
2016年 4 月 エイボン・プロダクツ株式会社（現 エフエムジー & ミッション株式会社） 社外取締役
2019年 6 月 株式会社シーボン 社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

コーポレートガバナンス及びコーポレートファイナンスに関する専門的な見識により、当社の経営全般に関する助言が期待でき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断したため、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。また、経済・資本市場分析や金融リテラシーに関する研究活動やそれらに関するメディア等での解説を通して培われたご経験を有することから、それらを当社の経営に活かしていただくことを期待しております。

（注） 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。

2. 崔真淑氏は、2021年 6 月下旬開催予定の株式会社シーボン第56期定時株主総会の終結の時をもって、同社の社外取締役を任期満了により退任する予定であります。
3. 各候補者及び候補者の重要な兼職先と当社との間には特別の利害関係はありません。
4. 小林傑氏及び崔真淑氏は、社外取締役候補者であります。
5. 小林傑氏及び崔真淑氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で、会社法第427条第 1 項に基づき、同法第423条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第 1 項に定める最低責任限度額といたします。
6. 当社は、小林傑氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員として指定する予定であります。また、崔真淑氏は、同取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合は、当社は同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
7. 小林傑氏は、現在当社の社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって 3 年となります。
8. 当社は、当社の取締役全員が被保険者に含まれる会社法第430条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要については事業報告の「4. （3）役員等賠償責任保険契約の概要」（23頁）に記載のとおりであります。本議案が原案どおり承認され、各候補者が取締役役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。
9. 柳橋仁機氏、佐藤寛之氏、橋本公隆氏は現在当社の取締役であり、当社における担当は、事業報告の「4. （1）取締役及び監査役の状況」（22頁）に記載のとおりであります。

<ご参考>

社外役員の独立性判断基準

当社の社外取締役又は社外監査役が独立性を有すると判断するためには、以下のいずれの項目にも該当しないことを要件とする。

1. 当社の業務執行者（注1）又は過去10年以内に当社の業務執行者であった者
2. 当社の主要株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に有している者）又は当該主要株主が法人である場合は当該法人の業務執行者、及び過去5年間に於いてこれらに該当していた者
3. 当社を主要な取引先とする者（注2）又はその業務執行者
4. 当社の主要な取引先である者（注3）又はその業務執行者
5. 当社から一定額（注4）を超える寄付又は助成を受けている者（当該寄付又は助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者）
6. 現在又は過去3年間に於いて、当社の会計監査人であった監査法人の社員、パートナー又は従業員である者（現在退職又は退所している者を含む）
7. 上記6に該当しない者であって、当社から役員報酬以外に、一定額（注4）を超える金銭その他の財産上の利益を受けているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産上の利益を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
8. 上記1から7に該当する者が重要な者（注5）である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族

- （注） 1. 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員、業務を執行する社員、会社法第598条1項の職務を行うべき者その他これに相当する者、及び使用人をいう。
2. 「当社を主要な取引先とする者」とは、「過去3事業年度におけるその者（又は会社）の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社から受けた者（又は会社）」をいう。
3. 「当社の主要な取引先である者」とは、「過去3事業年度における当社の年間売上高の2%以上の支払いを当社に行っている者（又は会社）、直近事業年度末における当社の総資産の2%以上の額を当社に融資している者（又は会社）」をいう。
4. 「一定額」とは、「過去3事業年度における支払金額が年間平均1,000万円（当該財産上の利益を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の直近事業年度における総収入額の2%を超える金銭その他の財産上の利益をいう。）
5. 「重要な者」とは、取締役（社外取締役を除く。）、執行役、監査役（社外監査役を除く。）、執行役員及び本部長職以上の上級管理職にある使用人をいう。

以 上

(提供書面)

事業報告

(2020年4月1日から)
(2021年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社は、「個の力にフォーカスしマネジメントを革新する」というミッションのもと、「人材情報を一元化したデータプラットフォームを築く」というビジョンを掲げ、企業の人材情報をクラウド上で一元管理し、データ活用のプラットフォームとなるタレントマネジメントシステム『カオナビ』を提供しております。

当事業年度においては、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、我が国の社会経済活動は著しく停滞しました。当社においても、新規顧客獲得のペース鈍化や既存顧客の解約増加等事業活動への一定のマイナス影響が生じました。

このような環境の中、継続的な売上高成長の実現に向けて、顧客獲得プロセスの見直しや組織体制の強化のための人材採用、既存顧客に対するカスタマーサクセスに注力してまいりました。

また、プロダクトの機能開発にも注力し、既存機能の強化に加えて、新機能として入社手続きや労務申請等の申請・承認業務を電子化し効率化する「ワークフロー」機能を開発しました。

この結果、当事業年度末時点における『カオナビ』の利用企業数は前事業年度末比15.1%増の2,061社、MRR解約率(注1)の直近12ヶ月平均は0.71%(前事業年度比0.16ポイント増)となりました。また、登録人数が多いプランの導入がアップセル含め順調に増加しており、ARPU(注2)は前年同期比18.8%増の144千円となりました。

以上の結果、当事業年度の経営成績は、売上高が3,402百万円(前事業年度比29.6%増)、営業損失が11百万円(前事業年度は営業損失278百万円)、経常損失が16百万円(前事業年度は経常損失280百万円)、2020年12月に実施した本社移転に伴う特別損失により当期純損失が131百万円(前事業年度は当期純損失357百万円)となりました。

なお、当社の事業セグメントはクラウド人材マネジメントシステム事業の単一セグメントですので、セグメント別の記載は省略しております。

(注) 1. MRR解約率

月次ストック収益(Monthly Recurring Revenue)の解約率を示しており、当月の解約により減少したMRRを前月末のMRRで除して計算しています。

2. ARPU

Average Revenue Per Userの略で、当第4四半期会計期間における利用企業1社当たりの『カオナビ』の基本利用料(月額課金)の平均値を示しています。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は252百万円で、その主な内訳は、本社移転に伴う新オフィスにおけるパーテーション及び内装工事等193百万円並びに新オフィスにおける備品等の取得費58百万円であります。

③ 資金調達の状況

当社は、本社移転に伴う新オフィス設備支払資金の充当のため、取引金融機関より長期借入金として295百万円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、当事業年度中において、総額71百万円の出資を実施いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 10 期 (2018年3月期)	第 11 期 (2019年3月期)	第 12 期 (2020年3月期)	第 13 期 (当事業年度) (2021年3月期)
売 上 高(百万円)	952	1,690	2,625	3,402
経 常 損 失 (△) (百万円)	△250	△92	△280	△16
当期純損失 (△) (百万円)	△283	△96	△357	△131
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△32.96	△10.32	△32.89	△11.59
総 資 産(百万円)	882	2,146	2,398	3,014
純 資 産(百万円)	294	1,347	995	961
1株当たり純資産 (円)	△0.76	124.34	90.94	84.43

(注) 2018年3月28日付で普通株式1株につき10株、A種優先株式1株につき10株の株式分割、2018年12月15日付で普通株式1株につき100株の株式分割及び2020年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。当該株式分割が第10期の期首に行われたと仮定して、1株当たり当期純損失 (△) 及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① サービスの普及拡大

労働生産性の向上に対する社会的要請の高まりやテレワーク等多様な働き方の普及に伴い、人事関連業務の効率化・先進化への取り組みが進んでおり、タレントマネジメントシステムへの期待も急速に高まっているものと認識しております。一方、IDC Japan株式会社が2017年7月に発表した「国内企業の人材戦略と人事給与ソフトウェア市場動向調査」の結果によると、タレントマネジメントに対するITシステムの導入率は12.6%に留まっており、国内における普及度合いは十分とは言えません。今後は、費用対効果を検討した上での積極的な広告宣伝等を通じてサービスの認知度向上を図るとともに、新規顧客の獲得に向けて、顧客獲得プロセスの継続的な改善、紹介パートナー及びセールスパートナーの拡大等営業機能の強化に努めてまいります。

② 顧客エンゲージメントの強化

当社の顧客数が拡大するにつれて、既存顧客との関係性を強化し、継続的に『カオナビ』を利用していただくことが重要な課題であると認識しております。当社は、『カオナビ』の導入や定着の支援、セミナーやユーザー会等顧客エンゲージメント強化のための取り組みに注力してまいりました。今後、これらの活動をより一層強化・推進して、顧客に『カオナビ』の導入効果を最大限享受していただくことに努めてまいります。

③ サービス機能の拡張

インターネット業界においては常に技術革新が起こっており、競争優位性を維持していくことは容易ではありません。また、顧客基盤の拡大に伴い顧客ニーズも多様化してまいります。当社は、顧客ニーズを的確に捉え、その要望を入念に吟味しながら、サービス機能の追加・改善を実施し、顧客価値の向上を目指した継続的なサービス機能の拡充に努めてまいります。

④ 情報管理体制の継続的な強化

当社は、顧客の従業員に関する個人情報も多く預かっており、その情報管理を強化していくことが重要な課題であると認識しております。当社はプライバシーマークを取得し、個人情報保護方針及び社内規程に基づき管理を徹底しておりますが、今後も継続して社内教育・研修の実施やシステムの整備等を行ってまいります。

⑤ セキュリティの継続的な向上

当社サービスの継続利用の前提として、セキュリティの確保は必要不可欠であると考えております。当社では、ISO27001（ISMS）を取得して継続的なセキュリティマネジメント体制を構築するとともに、外部業者による脆弱性診断を継続的に実施し、必要な対策を取ることでセキュリティの向上に努めております。当該対策には終わりはないと認識しており、今後も継続してセキュリティ向上に向けた対策を行ってまいります。

⑥ 組織体制の強化

当社の持続的な事業成長には、多岐にわたる経歴を持つ優秀な人材を採用・育成し、組織体制を整備していくことが重要であると考えております。当社の理念に共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくために、積極的な採用活動を行っていくとともに、従業員が働きやすい環境の整備や人事制度の構築、教育・研修体制の充実化に努めてまいります。

⑦ 利益の定常的な創出

当社は、将来の事業拡大を目指した人材獲得や認知度向上施策等を積極的に進めており、当事業年度の経営成績は営業損失となっております。

当社の収益モデルは、当社サービスが複数年にわたり継続して利用されることで収益が積み上がっていくストック型の構造にありますが、収益を積み上げていくために費用が先行して計上されるという特徴があります。事業拡大に伴い増加傾向にある人件費及び採用費、先行投資として計上される広告宣伝費・販売促進費等の費用については、顧客基盤の拡大に伴い売上高に占める比率を低減させていくことが可能となるため、今後のマーケティングの強化やサービス機能の拡充等を通じた売上高の増加により収益性の向上に努め、利益を定常的に創出できる体制を目指す方針であります。

(5) **主要な事業内容** (2021年3月31日現在)

事業区分	事業内容
クラウド人 材マネジメン システム事業	クラウドタレントマネジメントシステム『カオナビ』の提供

(6) **主要な事業所** (2021年3月31日現在)

本社	東京都港区
営業所	大阪府大阪市、愛知県名古屋市、福岡県福岡市

(注) 当社は2020年6月1日付で、福岡県福岡市に営業所を開設いたしました。

(7) **使用人の状況** (2021年3月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
184名	30名増	33.2歳	1年10ヶ月

(8) **主要な借入先の状況** (2021年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	299百万円
株式会社三菱UFJ銀行	283百万円

(9) **その他会社の現況に関する重要な事項**

当社は2020年12月1日付で、本社を東京都港区虎ノ門一丁目3番1号に移転いたしました。

2. 株式の状況 (2021年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 36,544,000株

(2) 発行済株式の総数 11,382,000株

(注) 1. 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は428,400株増加しております。

2. 2020年8月7日付で取締役（社外取締役を除く。）3名に対して、譲渡制限付株式報酬として新株式を発行したことにより、発行済株式の総数は8,600株増加しております。

(3) 株主数 2,182名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
柳 橋 仁 機	3,405千株	29.9%
合 同 会 社 R S I フ ァ ン ド 1 号	2,460	21.6
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON TREATY ACCOUNT 15.315 PCT	535	4.7
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (証 券 投 資 信 託 □)	506	4.4
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 □ 9)	424	3.7
佐 藤 寛 之	388	3.4
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	362	3.2
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 □)	318	2.8
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 □)	284	2.5
株 式 会 社 ア ス パ イ ア	238	2.1

(注) 持株比率は自己株式（208株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

当社は取締役（社外取締役を除く）を対象として譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。当該報酬制度に基づき、当事業年度中に当社取締役（社外取締役を除く）3名に対して当社普通株式8,600株を交付しております。当社の当該報酬制度の概要は25頁のとおりであります。

なお、社外取締役及び監査役を対象とする株式報酬制度はありません。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 1 回 新 株 予 約 権	第 2 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2011年9月29日	2014年3月31日
新 株 予 約 権 の 数		6 個	20 個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 120,000株 (新株予約権 1 個につき 20,000株)	普通株式 400,000株 (新株予約権 1 個につき 20,000株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1 個当たり 60,000円 (1 株当たり 3円)	新株予約権 1 個当たり 900,000円 (1 株当たり 45円)
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項		新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から資本金の額を減じた額とする。	新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から資本金の額を減じた額とする。
権 利 行 使 期 間		2013年10月1日から 2021年9月28日まで	2016年4月1日から 2024年3月31日まで
行 使 の 条 件		(注) 1	(注) 2
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 6個 目的となる株式数 120,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 20個 目的となる株式数 400,000株 保有者数 1名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監 査 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

		第 3 回 新 株 予 約 権	第 4 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2015年3月13日	2018年3月30日
新 株 予 約 権 の 数		85個	130個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 170,000株 (新株予約権 1 個につき 2,000株)	普通株式 26,000株 (新株予約権 1 個につき 200株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1 個当たり 180,000円 (1 株当たり 90円)	新株予約権 1 個当たり 100,000円 (1 株当たり 500円)
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項		新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から資本金の額を減じた額とする。	新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から資本金の額を減じた額とする。
権 利 行 使 期 間		2017年4月1日から 2025年3月13日まで	2020年3月13日から 2028年3月12日まで
行 使 の 条 件		(注) 3	(注) 4
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 85個 目的となる株式数 170,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 40個 目的となる株式数 8,000株 保有者数 1名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監 査 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 90個 目的となる株式数 18,000株 保有者数 3名

		第 5 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2018年9月28日
新 株 予 約 権 の 数		113個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 22,600株 (新株予約権 1 個につき 200株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1 個当たり 110,000円 (1 株当たり 550円)
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項		新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から資本金の額を減じた額とする。
権 利 行 使 期 間		2020年6月29日から 2028年6月28日まで
行 使 の 条 件		(注) 5
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 68個 目的となる株式数 13,600株 保有者数 1名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 45個 目的となる株式数 9,000株 保有者数 1名
	監 査 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

(注) 1. 第1回新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、取締役、監査役又は使用人の地位を保有していることとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
- (3) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する「新株予約権引受契約書」に定めるところによる。

2. 第2回新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時において、取締役、監査役又は使用人の地位を保有していることとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
- (3) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 第3回新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時において、取締役、監査役又は使用人の地位を保有していることとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
- (3) 本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が金融商品取引所へ上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。
 - ①上場日の翌日から上場日後1年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権数の20%
 - ②上場日後1年を経過した日から上場日後2年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権数の50%
 - ③上場日後2年を経過した日以降
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権数の100%
- (4) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 第4回新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時において、取締役、監査役又は使用人の地位を保有していることとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
- (3) 本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が金融商品取引所へ上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。
 - ①上場日の翌日から上場日後1年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権数の20%
 - ②上場日後1年を経過した日から上場日後2年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権数の50%
 - ③上場日後2年を経過した日以降
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権数の100%

- (4) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 第5回新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時において、取締役、監査役又は使用人の地位を保有していることとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
- (3) 本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が金融商品取引所へ上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。
 - ①上場日の翌日から上場日後1年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権数の20%
 - ②上場日後1年を経過した日から上場日後2年を経過する日まで
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権数の50%
 - ③上場日後2年を経過した日以降
本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権数の100%
- (4) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

6. 取締役1名に付与している第5回新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものであります。

7. 2015年3月31日付で行った1株を10株とする株式分割、2018年3月28日付で行った1株を10株とする株式分割及び2018年12月15日付で行った1株を100株とする株式分割、2020年1月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

- (2) **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**
該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長 CEO	柳 橋 仁 機	プロダクト本部、ブランドデザイン本部所管
取締役副社長 COO	佐 藤 寛 之	アカウント本部、カスタマーエンゲージメント本部、マーケティング本部所管
取締役 CFO	橋 本 公 隆	財務担当、コーポレート本部所管
取締役	小 林 傑	株式会社フィールドマネージメント マネージングディレクター 株式会社フィールドマネージメント・ヒューマンリソース 代表取締役
常 勤 監 査 役	伊 藤 二 郎	
監 査 役	山 田 啓 之	Fringe81株式会社 社外監査役 Chatwork株式会社 社外監査役 株式会社カラダノート 社外監査役 株式会社QDレーザ 社外取締役（監査等委員）
監 査 役	足 立 政 治	コーユーレンティア株式会社 社外監査役 ユアサ・フナショク株式会社 社外取締役
監 査 役	樋 口 明 巳	あかつき法律事務所 所長 セグエグループ株式会社 社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役小林傑氏は、社外取締役であります。
2. 全監査役は、社外監査役であります。
3. 監査役山田啓之氏及び監査役足立政治氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- ・監査役山田啓之氏は、税理士の資格を有しております。
 - ・監査役足立政治氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 監査役樋口明巳氏は、弁護士資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 社外取締役小林傑氏並びに社外監査役伊藤二郎氏、山田啓之氏、足立政治氏及び樋口明巳氏の5氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条並びに当社の定款の定めに基づき損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限定額は、会社法第425条第1項に定める監査役の最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は当社の取締役、監査役及び執行役員の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る、損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。ただし、私的な利益又は便宜の供与を違法に得たこと、犯罪行為又は法令違反を認識しながら行った行為に起因する場合等については、上記保険契約の補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の報酬等の内容に係る決定方針及び取締役報酬の決定プロセス

当社は、2021年2月12日開催の定時取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては役位等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬及び中長期のインセンティブとしての譲渡制限付株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役の報酬は、その職務に鑑み、固定報酬のみとする。

また、当社の取締役に確定拠出年金掛金（事業主負担分）を支給する場合は、以下に掲げる固定報酬の取扱いに準じて支給する。

ロ. 固定報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の固定報酬の具体額については、役位、担当職務、貢献度、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ハ. 非金銭報酬等の内容及び非金銭報酬等の個人別の報酬の額又は数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬とし、役位、担当職務、貢献度、在任年数のほか、当該取締役の固定報酬額、当社株式の保有数等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

二. 固定報酬（金銭報酬）の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、役位、担当職務、貢献度、在任年数のほか、当社の業績、過去に付与した非金銭報酬等、当社株式の保有数等を総合的に勘案して決定するものとする。

ホ. 取締役に対し報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針

固定報酬については月例とし、譲渡制限付株式報酬の付与については特段の事情がない限り株主総会決議後遅滞なく行うものとする。

ヘ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長CEO柳橋仁機がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額及び譲渡制限付株式報酬の額又は株式数の決定である。取締役会は、当該権限が代表取締役社長CEOによって適切に行使されるよう、各取締役の固定報酬の額及び各取締役の譲渡制限付株式報酬の額又は株式数の概要について審議するものとし、代表取締役社長CEOは、この審議内容を尊重するものとする。

② 取締役報酬の内容

当社の取締役報酬は現金の支給による固定報酬と譲渡制限付株式報酬で構成されております。

イ. 固定報酬

取締役の報酬限度額は、2020年6月25日開催の第12期定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内）と決議いただいております。当該株主総会の決議に係る取締役の員数は4名（うち社外取締役1名）であります。

各取締役の固定報酬の額については、会社全体のことを把握し各取締役の貢献度等を適切に判断することができるという理由から、取締役会において具体的内容について委託を受けた代表取締役社長CEOが、各取締役の役位、担当職務、貢献度、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

ロ. 譲渡制限付株式報酬

当社の取締役は、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は①譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任若しくは退職する日までの期間、又は、②2年以上で当社の取締役会が定める期間としております。

2020年6月25日開催の第12期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬として年額50百万円以内、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年20千株以内と決議いただいております。当該株主総会の決議に係る取締役（社外取締役を除く）の員数は3名であります。

各取締役の具体的な譲渡制限付株式報酬の額については、会社全体のことを把握し各取締役の貢献度等を適切に判断することができるという理由から、取締役会において具体的内容について委託を受けた代表取締役社長CEOが、各取締役の役位、担当職務、貢献度、在任年数のほか、当該取締役の固定報酬額、当社株式の保有数等を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

③ 監査役報酬の内容

監査役の報酬限度額は、2020年6月25日開催の第12期定時株主総会において、年額25百万円以内と決議いただいております。当該株主総会の決議に係る監査役の員数は4名であります。

④ 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	4 名 (1)	90百万円 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (4)	16 (16)
合 計 (うち社外役員)	8 (5)	107 (20)

- (注) 1. 当社は取締役（社外取締役を除く）を対象として譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。当該報酬制度の概要は上記①及び②に記載のとおりであります。なお、上記取締役報酬等の種類別の内訳は、固定報酬の総額が81百万円、譲渡制限付株式報酬の総額が当事業年度の費用計上額として9百万円であります。譲渡制限付株式報酬については、2020年6月25日開催の第12期定時株主総会において決議いただいております、2020年7月10日開催の定時取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）3名に対して合計8,600株、払込金額の総額41百万円を付与しております。
2. 当社の各取締役の固定報酬の額及び譲渡制限付株式報酬の額又は株式数については、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に基づき、取締役会決議により一任された代表取締役社長CEO柳橋仁機氏が、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において決定しております。なお、取締役会は、当該権限が代表取締役社長CEOによって適切に行使されるよう、各取締役の固定報酬の額及び各取締役の譲渡制限付株式報酬の額又は株式数の概要について審議をし、代表取締役社長CEOは、この審議内容を尊重したうえで具体的に決定しております。

⑤ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役小林傑氏は、株式会社フィールドマネージメントのマネージングディレクター及び株式会社フィールドマネージメント・ヒューマンリソースの代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役山田啓之氏はFringe81株式会社の社外監査役、Chatwork株式会社の社外監査役、株式会社カラダノートの社外監査役、株式会社QDレーザの社外取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役足立政治氏は、コーユーレンティア株式会社の社外監査役、ユアサ・フナシヨク株式会社の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役樋口明巳氏は、あかつき法律事務所所長、セグエグループ株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 小林 傑	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。また、社外取締役に期待される役割に関し、人材コンサルティング分野における企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かして、社外取締役として経営者の視点から、経営の監督やチェックを行い、意思決定の妥当性や適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 伊藤 二郎	当事業年度に開催された取締役会16回及び監査役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、長年にわたる事業会社での経験と知見から適宜発言を行っております。
監査役 山田 啓之	当事業年度に開催された取締役会16回及び監査役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 足立 政治	当事業年度に開催された取締役会16回及び監査役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 樋口 明巳	当事業年度に開催された取締役会16回の全て及び監査役会14回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、法曹界における知識及び経験に基づき、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けておりますが、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、収益基盤の多様化や収益力強化のための投資に充当することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

将来的には、各事業年度における経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく所存であります。現時点において配当実施の可能性及び実施時期は未定であります。

内部留保資金については、財務体質を考慮しつつ今後の事業拡大のための資金として有効に活用していく所存であります。

自己株式の取得については、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために財務状況、株価の動向等を勘案しながら適切に実施してまいります。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社では財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

-
- (注) 1. 本事業報告に記載の金額及び株式数は、単位表示未満の端数を四捨五入して、比率については、小数点第2位以下を四捨五入して、それぞれ表示しております。
2. 記載金額には消費税等は含まれておりません。

貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,262,608	流 動 負 債	1,597,747
現 金 及 び 預 金	1,955,069	買 掛 金	45,288
売 掛 金	178,600	1年内返済予定の長期借入金	127,164
前 払 費 用	123,585	未 払 金	147,085
そ の 他	5,526	未 払 費 用	211,072
貸 倒 引 当 金	△173	未 払 法 人 税 等	20,694
固 定 資 産	750,945	預 り 金	10,353
有 形 固 定 資 産	235,914	前 受 収 益	961,557
建 物	192,746	株 式 報 酬 引 当 金	26,113
減 価 償 却 累 計 額	△13,372	そ の 他	48,422
建 物 (純 額)	179,375	固 定 負 債	454,858
工 具 器 具 備 品	84,520	長 期 借 入 金	454,545
減 価 償 却 累 計 額	△27,980	繰 延 税 金 負 債	313
工 具 器 具 備 品 (純額)	56,540	負 債 合 計	2,052,605
無 形 固 定 資 産	14,076	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ エ ア	14,076	株 主 資 本	960,238
投 資 そ の 他 の 資 産	500,954	資 本 金	1,066,270
投 資 有 価 証 券	96,146	資 本 剰 余 金	1,056,270
敷 金	386,710	資 本 準 備 金	1,056,270
長 期 前 払 費 用	18,098	利 益 剰 余 金	△1,161,509
資 産 合 計	3,013,552	そ の 他 利 益 剰 余 金	△1,161,509
		繰 越 利 益 剰 余 金	△1,161,509
		自 己 株 式	△792
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	709
		その他有価証券評価差額金	709
		純 資 産 合 計	960,947
		負 債 純 資 産 合 計	3,013,552

損 益 計 算 書

(2020年 4 月 1 日から)
(2021年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	3,402,279
売 上 原 価	941,143
売 上 総 利 益	2,461,136
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,472,176
営 業 損 失	11,040
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	21
助 成 金 収 入	623
雑 収 入	865
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	4,497
株 式 交 付 費	882
固 定 資 産 除 却 損	1,237
そ の 他	2
経 常 損 失	16,148
特 別 損 失	
本 社 移 転 費 用	108,957
税 引 前 当 期 純 損 失	125,105
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	5,643
当 期 純 損 失	130,748

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							評価・換算差額等		純 資 産 計 合	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合 計	その 他有 価 差 額	他 証 価 金 評 価 差 額		評 価 ・ 換 算 差 額
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計						
				繰 越 利 益 剰 余 金							
当 期 首 残 高	1,018,269	1,008,269	1,008,269	△1,030,761	△1,030,761	△422	995,356	-	-	995,356	
当 期 変 動 額											
新 株 の 発 行	48,001	48,001	48,001				96,001			96,001	
当 期 純 損 失				△130,748	△130,748		△130,748			△130,748	
自己株式の取得						△370	△370			△370	
株主資本以外の 項目の当期 変 動 額 (純 額)								709	709	709	
当期変動額合計	48,001	48,001	48,001	△130,748	△130,748	△370	△35,117	709	709	△34,408	
当 期 末 残 高	1,066,270	1,056,270	1,056,270	△1,161,509	△1,161,509	△792	960,238	709	709	960,947	

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

株式会社カオナビ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小 出 健 治 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 佐 藤 義 仁 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社カオナビの2020年4月1日から2021年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

株式会社カオナビ 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	伊	藤	二	郎	印
社外監査役	山	田	啓	之	印
社外監査役	足	立	政	治	印
社外監査役	樋	口	明	巳	印

以 上

× ₴

[illegible]

× ₴

[illegible]

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区紀尾井町1番4号
東京ガーデンテラス紀尾井町 4階
紀尾井カンファレンス セミナールームC+D



交通 永田町駅（東京メトロ：半蔵門線・有楽町線・南北線9a番出口より）直結
赤坂見附駅（東京メトロ：銀座線・丸ノ内線D出口より）徒歩1分
※駐車場の用意はございませんので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。